

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號二第 卷九十第

行發日一月八年三十正大

## 論叢

フイアカントの社會學論……………文學博士 米田庄太郎

道德統計論概説……………法學博士 財部 靜治

海運同盟の運賃に対する國家政策……………法學士 小島昌太郎

水戸藩常平倉の運用……………經濟學博士 本庄榮治郎

## 時論

娛樂稅の重要……………法學博士 神戸 正雄

## 說苑

英國の自作農創定事業……………法學博士 河田 嗣郎

獨逸レンテン銀行に就て……………法學士 大森 研造

## 雜錄

國民經濟と世界經濟……………法學博士 財部 靜治

離婚に就て……………經濟學士 岡崎 文規

勞農露國に於ける幣制改革問題……………經濟學士 谷口 吉彦

# 道徳統計論概説 (三)

財 部 靜 治

目 次

- 七、續、道徳統計論の研究範圍、附、道徳統計論と文明史
- 八、道徳統計論の制限

## 七

一次的に道徳統計的なるものの中には、第一次に人間道徳生活のために、意義ある社會大量の統計を含む。茲に採り入るべき事實の査定は、統計の用丈けに宛てらるべき、發問の方法によらんことの望なきは、前にも一言せるが如し、善行又は悪行に關する此種の自由統計調査は、人口實査に附帶せしむるも、或は統計的通告義務を土臺とせる、繼續録取に本づきて行ふこととして、之を遂げ得べきに非ず、從ひて本製統計(社會統計論網一六二頁参照)存在の餘地は全くなし、さればこの道徳統計論の至要部に關する全材料は、複製統計の方法により纏むること、なすの要あり、詳言すれば他の目的上その以前に行はれたる、確認又は査定に就き、計數計量によるその査定を、統計の目的に利用すること、なすの要あり、その確認を第一次に問題とするものは、法益

の有力なる保護を目的とせる、國家行政の發動にあり、詳言すれば諸侵害を精細に明記して觀念的に確定し、之に對抗して右の保護を與ふること、し、進みて又實際に起れる此種の侵害を、無條件に又は特殊條件(假令は被害者の申請)の下に確認し、侵害者の罪證明かにせられ又處罰さるべきことを出來るだけ保證すべき方策を採るは、國家最古の開化職分に屬す、而して罰せらるべき非行と宣言さるべき行爲の選定は、道徳の見地より是等行爲を評價すること、密接の關係あり、大體に罰せらるべき行爲に就き、否何れにしても重く罰せらるべき行爲に就き、吾人は客觀的に非社會的なるものを見るのみならず、主觀的に非道徳的なるものをも亦見るべし、即ち道徳觀念を出來得べき程度に於て、保護せんとするの趣意は、國家組織又は人間の法律秩序により、鮮明に表白せられ、刑事立法は道徳統計論に、大貢獻を盡す、かくて國家の刑事司法には、統計的認識を遂ぐるの壓迫を伴へりとするべく、極めて複雑なる査定材料は之がために授けらる、而して刑事統計論 Kriminalstatistik (犯罪統計論と言ひても差支なかるべし、今司法行政上の普通用例による)は實に之が統計的利用を遂ぐ、かくて世上に起れる行爲及不作爲にして、法律が刑の制裁を付し、その大部分は動作そのものとして、否尠くとも現存法律秩序侵害として、道徳上排斥すべく非難すべき、性質を帶べるもの、知識は、刑事統計により授けらる、而して刑事統計論は狹義によらば、近時常用となれるが如く、限られたる特殊の非行、獨逸にその例をとらば、帝國法を犯せる重罪、輕

罪のため、起されたる終局の判決ありしもの、否刑の言渡しありしもの、みに、その材料を限るも、最廣義によれば特に各種（公判）準備手續の統計、監獄統計、前科臺帳 Strafregister の統計をもその中に含む、現に Žizek は之を四種に分ち、即ち（1）刑事裁判統計論（刑事裁判所の事務に關する、計數的説示中狹義刑事統計を除けるもの、刑事裁判事務統計 *Geschäftsstatistik* とも謂ふべし、獨逸の材料は規則正しく、*Deutsche Justizstatistik* に發表せる）（2）狹義刑事統計論、（3）監獄統計論（Wadler, *Moralstatistik, in der Statistik in Deutschland, I. Bd.* によれば刑の執行全部の統計に、取擯げらるべき支分國統計的説示を本とす）（4）警察統計論（裁判所訴訟手續外に於ける、警察の活動を取扱ふ）をその中に含むとせり、それ然り刑事統計論は道德統計上、一次的なるものに關する一章として、最も重要なと共に又最も該括的なり、之と共に又積極的方面に現はれ、高まれる道德感念を立證すべく、樂觀視すべきものよりも、國民道德秤量のため、消極的に意義あり、又悲觀視すべきものの重味は、刑事統計あるがために加へらる。<sup>\*</sup>

同じく一次的道德統計に屬すべき、賣淫の統計も、同様に消極的方面に意義あり、此點につき公娼制度を採用し、取締りも割合に行届ける、本邦の警察統計は貴重材料を授くと謂ふべし、唯私娼につきては推算を施すの外なかるべし、次に離婚及自殺の統計上、道德力による支配の現況、特に逆なる諸事情の壓迫に抵抗すべき、意志の力銷磨せる程度につき、遂ぐべき洞察の一般秤量も、亦同様に消極的意義あり、消極的なる道德的表徴の統計視すべく、又一次的道德統計の

\* cf. v. Mayr, *Gesetzmässigkeit usw.*, S. 329; Ders., *Begriff usw.*, S. 225; Lexis, *op. cit.* S. 784; Žizek, *op. cit.* S. 287.

他の一片として取扱ふべきは、公益的育兒事業の統計なり、蓋しその存在を促せるの事實は、道德的義務を知覺するの本分ある者、その義務を直接に怠れることを説明するか、危急なる社會的境遇にある子の、道德上の客觀的危害を證明すればなり。

不徳とすべきもの、然らずとも道德上常に憂ふべきものの、一次的統計論に對立せしむべき、高められたる道德の一次的統計論を、注目すべき仕方により築き立つるの目的上、一般にその特別材料に不足を告げざるべきや、疑はれ得べし、此範圍にありては善行徳行の法典として、刑法々典の對偶たるべきものを缺き、之と共にその法規に伴ふべき、善行者表彰のための、詮考手續も備はらず、素より此範圍に於ても亦斷片的には、記録せらるるものあり、特に個別の卓越せる行爲、假令ば生命の危険を冒してなされたる救命の如きは然り、此點につき注意すべきは、本邦旌表の制度が、外國にその例少く、之を以て東洋特に我邦及支那の、特色とも謂ひ得べきことなり、即ち明治十四年十二月太政官布告により制定せられ、大正九年に最近の改正を加へられたる褒章條例は、旌表すべき者の範圍を定め、(1)自己の危難を顧みずして、人命を救助したる者(紅綬褒章)(2)孝子順孫節婦義僕の類にして、德行卓絶なる者、(3)實業に精勵し、衆民の模範たるべき者(以上綠綬褒章)(4)學術技藝上の發明改良著述、教育衛生慈善防疫の事業、學校病院の建設、道路河梁堤防橋梁の修築、田野の墾闢、森林の栽培、水産の繁殖、農商工業の發達に關し、

公衆の利益を興し、成績著明なる者、(5) 公同の事務に勤勉し、勞效顯著なる者、(以上藍綬褒章)

(6) 公益の爲私財を寄附し、功績顯著なる者、(紺綬褒章)とす。<sup>\*</sup> 一般に刑事司法及警察に無關係なる、私徳の現況を判断し、義務感念、慈善心、公共心等の發達を判断するため、種々の統計調査を利用し得べきに拘はらず、そは常に特殊の表徴的個別事例に關するのみたり、その零碎的統計表によりては、觀察されたる社會の道德的特質につき、断片的事相を收め得べきのみなり、即ち假令は諸宗派の教會統計を本とし、教會による影響の多少を啓示せしむるの目的は、洗禮を受けたる人員の比較により、或は信者の出生數及婚姻數比較により、僅かに達し得べきが如き之が一例なり。<sup>\*\*</sup> 一般に教會統計は積極的意義によれる、一次的道德統計の一成分たるべきものなり、唯之が根源は何處にても、充分なる齊一性を備へて發表さるゝことなし、従ひて之が學問上の該括的叙説は、今日尙重大の困難に遭遇す、此部分に屬すべき材料を、國家の行政統計に仰ぎ得べきは、限られたる程度に過ぎず、されば近年に至る迄も、前世紀前半中佛蘭西の Guerry が道德統計を考案し、同國の道德統計に關するその著書 (Essai sur la stat. morale de la France) を出せし當時 (一八三三年) と、多く異なる所なかりき、同書中積極的に意義ある材料としては、教化統計の材料 (Distribution géographique de l'instruction) 以外に、寄附及財團の特殊關係を考察せるのみ、而して此部分につきても亦學者或は、一次的には經濟統計の材料あり、道德統計のためには、二次的にのみ

\* 村淵義房著本邦社會事業、大正十一年、三二四頁以下參照、

\*\* cf. Lexis, op. cit. S. 784.

意義あるに過ぎずとの、見解を採ることあらん、されど財團にありては事實上、高められたる倫理的觀念重きをなすを以て、之が統計を一次的道德統計に數ふるは、正當の處置とすべし。

右教會統計につき説ける所は、大體に v. Mayr 一九〇九年その道德統計論第一分冊を、公けにせるに當り、吐露せる所説によれるものなるも、その後の著書第四版「國家學の概念及分類」(前出) 中氏は、教會統計が近年に至り、著しく開拓されたることを擧げ、かくて人々の教會的行動を示すことにより、道德統計の材料を夥しく授くるも、之につきては政治統計論の次に、教會統計論の特別部門を設くるを可とすと、論せることを注意すべし、即ち一九〇四年 H. A. Krose S. J. が獨逸の信教統計論 Konfessionsstatistik Deutschlands を著はずや、序文中その當時教會統計が、獨逸國民の新教徒側のみ可能なり、加特力教側にては教會統計作製の基本を、缺けることを説き得たるも、その後加特力教方面よりも、新教方面より行はるゝと同様、著しく振張せられ、教會團體及其の諸組織の生活實現の諸状態及現象中、統計により究め得べきもの、並に教徒の宗教的行動を研究す、而して獨逸の新教にありては、伯林に統計委員會 Statistische Kommission der deutschen evangelischen Landeskirchen あり、その加特力教にありては、Köln に統計本部 Zentralstelle für kirchliche Statistik あるを注意すべし、(全獨加特力教界に關し、Krose の編纂に係る Kirchliches Handbuch あり、一九一九年に第八巻を出せることも注意すべし) 此點につき一考などを得ざるは、我

\* cf. v. Mayr, Begriff usw., SS. 208, 223.

邦宗教統計材料の貧弱なるにあり、夫れ我邦には右の道德的方面に於て、特殊の風習視すべきもの珍しとせず、「人最可<sub>レ</sub>行施、布施善提糧、人最不惜財、財寶善提障」と言ひ、又「若貧窮身、無可<sub>レ</sub>布施財、見他布施時、可<sub>レ</sub>生隨喜心」(童子歌)と言へる古來の信念は、必ずしも宗教家の無効唱道に、終れりとなし得ざるのみならず、現在にありても假令は團體的醜金の催しは多く、香奠香華遣り取りの風は全國に洽ねし、現代人は一般に宗教に羈絆せらるゝこと、薄らげりとは或は説き得べき所ならんも、隠れたる宗教の力尙民間に偉大なるものあるは、眞面目なる觀察者の認むべき所なり、此間に處し宗教家特に佛教家が、本邦宗教統計の開拓に着眼されんことは、大に望むべく、そは宗教家の所謂「文化」義務として、かの官公社會事業の眞似事に、勝ることも劣ることなかるべきを確信す。(飯沼龍遠氏大正七年著、統計的研究「現代日本人の信仰」は、「現に宗教を信する人々に就き、如何にして宗教を信するに至りしか、如何なる宗教的經驗を有するか、如何なる來世觀を有するかと云へる加き問を發し、之に對する答案告白を整理して、宗教心の發生及其開展の狀を明にすること、その眼目とせるを以て、素より茲に説くが如き、本邦宗教統計論に非ず)。

高められたる道德心の流露たる一行爲にして、一般に慈善的給付となりて現はるべきものは、上にも説ける如く同じく此範圍に數ふべし、唯之が個別の材料としては、一次的に經濟統計に屬すべき救貧統計の範圍内に於て、二次的道德統計として問はるべきものあり得べし、昔時及近時



の複雑なる慈善的施設、特に又輓近の種類夥しき協會に關する統計的説示を、經濟統計と道德統計との間に、如何に分つべきかにつきては、以上注意せる所により察し得べきが如く、種々の場合に疑はれ得べきも、救貧統計は第一次に之を經濟統計に入る、こととし、諸種任意慈善の統計は、第一次に道德統計に入る、こととせば正當ならん、かくて上にも注意せる如く、一面二次的道德統計論の範圍に於て、第一次に經濟統計論に入れたる救貧統計に、道德的意義あるを指示し、他面道德統計論の範圍内にて、任意の慈善的施設及給付に、經濟的意義を伴ふことを、指示することとせば可ならん。

一次的道德統計の範圍に採り入れたる材料につきては、實際統計學の一部門としての道德統計論中、嘗に大綱によれる最終結果全體のみならず、之が土臺となれる査察及之に伴ふ整理事務の、全部をも説明することとし、その各調査物體に關し、問題とされし方法、技術の詳説をも付すべきなり、從ひて又特に之に關係ある、行政統計の仕組をも説き、行政技術及行政々策の特別關係をも問ふべきなり、されば實際統計學中一次的道德統計として、取扱はるべき是等個別の成分につきては、道德統計論は完全又排他的に、確立されたる材料なり、されば假令は刑事統計は、その正當なる悉査にありては、狹義による道德統計上、意義あるものを問ふべきのみならず、刑事司法事務取扱上その部内に於て、統計的統制を及ぼして授け得べく、否事實上授けつゝ、

ある、統計的告知の全部、略言すれば刑事司法統計の細目を盡すべきなり、かくて刑事統計は非  
行の多寡につき、又その大別細別の現況を示すことにより、第一次に道徳上憂ふべきもの、表徴  
として、重んずべき洞察を遂げしむる以外に、その統計的査定の機關により、他の方面に於ても  
一般に重要な報告を得せしむ、刑事統計がかく刑事事件の統計に當ると共に、刑事司法機關及  
その事務全般の現況に關し、總覽的知見を授くる程度に於ては、その統計は政治統計の方面に移  
り行くべし、之と共に又各國に於て今日尙極めて幼稚なりとすべき、民事司法統計の特別研究が、  
大體に否何れにしてもその理論的考察につきては、之を經濟統計論に委ぬるを、便宜とすべきこ  
とを注意すべし、(v. Mayr は民事司法統計の、經濟統計論及道徳統計論に於ける意義に關する、參考論文として G.  
Zürcher, Zivilprozessstatistik und Völkerpsychologie in der Schweizer Zeitschrift für Volkswirtschaft und Sozialpolitik  
1900. を擧げたり) その外又特に刑事統計論にありては、統計的研究法により事實の解釋を遂げ、學  
問的手入れを加へて叙説し、由りて刑事政策の需めに應じ、特に刑法改正及刑事訴訟法改正の、  
方針決定に裨益する所あるべきなり。\*

未來の道徳統計論は、今日尙人の想ひ及ぼすこと少く、又は全く想ひ及ぼざる物體をも、取扱  
ふことゝなるべきは疑ひなし、されど道徳統計論により究むべき、大範圍につき現今既にその限  
界を略正當に示すべき、普通名稱を與へ得べし、即ちそは文明史の一部なりと呼び得べしとは、

\* cf. v. Mayr, Begriff usw. S. 230.

夙に一八八九年 Karl Walcker がその著統計學中に説ける所なるも、諸國學問進歩の現況に照し、<sup>\*</sup> 強いて同様なる判断を下すときは、道德統計論は應用社會學の、一部なりと説くは一層適切ならん、現に幾多の社會學者は、社會學に關する著書中、特に社會の弊害又は社會の病理(大正十二年の初めに發行されし、元田作之進氏著社會病理の研究)は、統計的研究としては議すべき點多しと雖も、その前後數年に亘り簇出せし、社會研究の著書が多くは翻譯か、感情論又は獨斷論たるの風ありしに照し、主として本邦の事實を取扱はれたるは、注目(を値ひす)を論ずる序に、道德統計論の内容を有するものを、冷ねく取扱ひ、中には刑事學又は刑事社會學の獨立を提唱せる人もあり、(最近に山田吉彦氏の邦譯「犯罪社會學」と題して現はれし、Enrico Ferri の著書あることを注意すべし) 唯統計の知識未だ一般に、普及せざる現況に鑑み、研究の便宜より議するとき、道德統計論としての獨立研究を遂げ、その結果により文明史及社會學の研究に、裨益すべしと説くも差支なからん。

帝國農商務省が一八九三(明治二六)年米國 Chicago に於ける、萬國博覽會開催の機會に、我國狀を世界に紹介するの目的を以て、その前年編纂したる General View of Commerce and Industry in the Empire of Japan 並にその後同國 Louisiana Purchase Exposition 開催の機會に、同様の目的を以て一九〇四(明治三七)年に編纂したる Japan in the Beginning of the 20th Century は、共に本邦道德狀態を窺はしむべき、計數材料を含まず、唯前者は帝國商工業の概覽と題するを以

\* cf. Walcker, Grundriss der Statistik. '89. S. 74.

て、恕すべしとするも、後者中かゝる材料を洩らせるは、惜むに餘りあり、「智徳の併進を努め網紀を肅正し風俗を匡勵」するは、帝國の文化を振興せしむる所以にして、殖産興業の現況發達を示すべき計數材料と共に、本邦道德狀態を伺はしむべき、統計材料に深甚の注意を拂ふは、國情を觀察又紹介せんとする者の、忽かにすべからざる所なり、尠くとも興國の大本が、最大の可能殖産、最大の國富丈けに、盡さると拜金的に考ふることなき限りは然り、賢明なる當時の農商務省の吏僚各位が、此見易きの理を尊重されざりしは、本邦道德界の醜面を隱蔽せんとして、その美點を揚言することをも、亦故意に遠慮されし、用意周到の結果と推測しおかんと欲す。試みに之を外國文献につき、少しく考察することゝせんか、英國文明史の著者 H. Th. Buckle の如く、他の學者による統計的研究の結果を引き、自己の史觀を確かむるの材料たらしめんとせし、特殊の學者は姑らく之を不問に付し、社會の現況又は發達を示すの目的上、道德統計材料をも採り入れたるものゝ中、割合に古きものを尋ぬるに、H. Engel が官廳統計家の經歷に入りし、當初の一作品たる *Das Königreich Sachsen in statistischer und staatswirthschaftlicher Beziehung*. I. Bd. Land und Leute, Wohnplätze und materielle Hilfsquellen. 1853. の如きは、慥かにその一例として擧げ得べし、即ち同書にありては、錯遜王國領土區劃の叙説を、諸方面より試みたる後、人口の叙説に移り、先づ錯遜王國住民の身體上精神上の、諸性質に關する叙説を試み、引續きそ

の道德的諸性質を説くこととし、之を消極的舉證及積極的舉證に分ち、その中に諸方面の道德統計材料を引説せり。同様に古き同種の著書中、特に讀者の注意を喚起しおかんと欲するものは、G. R. Porter, *The Progress of the Nation, in its various Social and Economical Relations, from the Beginning of the 19th Century.* Best ed. 1851. なり、即ち同書は社會進歩の一面が、道德進歩に存することを認め、同表題の一編を收むると共に、之を緒論、犯罪、風儀、教育、郵税その他の五章に分ち詳説せり、その緒論中説ける所によらんか、英國は前世紀の當初以來、人口、富及諸産業上、偉大の進運を示せるも、道德狀態及社會の一般風潮につき、同様の進歩遂げられたるかを先づ問ひ、引續き説いて曰く

此題目に關する研究の結果、假りに満足なる解答を許さず、富は蓄積せられ奢侈は倍加されたりとするも、之がために悪行醸成せられ、困窮増されたりとせば、英國進歩の得は裕に疑はれ得べし、果して斯くの如しとせば、貧國の狀態に還り、致富のための諸發明は、之を他民族に譲るを以て、(出來得べきものとせば)寧ろ勝れりとせん、否是等諸發明を絶滅に歸せしめ、かくて諸發明の貧弱と共に、我等の祖先の如き、質素及比較的無邪氣に還るは、尙一層勝れりとせん。

と、質實なる措辭の中に、剛健なる氣概を宿せりとすべきに非ずや、かくて之が忠實にして忌憚

なき研究の結果、氏は遷善悪化混淆し、又部分的性質を帯べる、諸結論を得べきを説き、大罪及肉慾的悪行は減少せるも、利己心は横行し、細民は零落し、一般犯人は増せるを指摘しつゝ、別に又將來に於ける之が改善を、期待すべき理由を擧げて、その緒論を結びたり、同書發行年次古きが故に、七十餘年前の一骨董品として葬り去る勿れ、そは世相又その變遷を語らしむるに、計數特に道徳統計計數を用ゐるに拙なる、本邦人にとりては今も尙活ける手本視すべき「珍品」たり、吾人は綱紀肅正内閣の治下に於て、恰も此言を吐き得ることを光榮とする者なり。

## 八

道徳統計的認識につきては、統計的研究そのもの、一般的性質より、起るべき制限と、倫理的意義ある事實に關し、所期の考察を遂ぐるの目的上、特色を帯ぶることに本づく制限とを伴ふ、その要旨は前に道徳統計難につき、説ける所を推して知るべきも、以下更に補説する所あるべし。

甲、されば第一に統計にとり得ざるものは、凡て道徳統計より除外さるべく、従ひて又原則的には、全く道徳統計論の範圍に入ることなかるべし（國事國情叙説の目的上、計數を使用することに限定せざりし、獨逸大學派統計學の流れを、汲まんとする學者中には、異説を主張する者あり、假令ば前出 Walker, Statistical, S. 74 參照）統計學は社會學詳言すれば、社會に關する排他的一般論に非ず、寧ろ社會に關する特別の一

學問にして、大量元素の計數計量に本づき、實際を穿つに精微を窮めんとす、同様に道德統計論は、人間界の道德状態に關し、之が現況及發展に關する、排他的全學理に非ず、寧ろ計數計量され得べき、元素より組成せられ、その現況及發展により、道德状態を反映せしむべき、特別社會大量の學理に外ならず。

かくて道德統計論は元來大量として現はれ、計數計量され得べき個別大量にして、道德的特殊形勢の表徴視さるべきもの、一統計論として形成せらる、人間の道德状態そのもの及その變化は、統計の大量觀察により、察取し得べきに非ず、このことたる事柄自體が、人の内心事情に關し、外界より之を目撃するを得ず、否その把持者自身にとりても、一の謎たること珍しからざるの事實に本づけり、人の道德状態又その道德的性質の實狀を、それ自體として査定するは、官廳の評價方法によるも、本人告白の方法によるも、出來得べきことならず、素よりかゝる一般的評價を遂ぐるの特殊試みは、特殊社會階級相互間の處爲につき、之を觀察し得べきことあるも、それは全く確實査定を許さざる、範圍にて行はるゝことたり、即ち特殊の階級は、交互に總評的なる判斷を下し、時としては又道德上意義ある觀點の下、かゝる判定は下さる、(誅求者及被誅求者、*accusers* *accused*) を縫取り、又は捲取りと譯することは、宣傳又は標語用としては可ならんかと想へど、生硬の餘あるを以て今之をとらず) 社交上に於ける親疎の程度も、亦かゝる總評的評價により測らる、而してかく交互に疎隔さ

れたる、社會階級に加はる者は、之と共にその特定階級に屬することを公言し、その間欺瞞者又は山師（獨逸の用語としては、戀路の山師 Liebesaleutener といふ法あるを注意すべし）の如きは、時に又その事實なくして公言せらるゝことあり、されどかゝる社會的分化は、個人の道德的價值に、等級別を付し得べき程度迄、徹底的に行はるゝこと決して存せざるのみならず、かゝる分化に則りて、計數的に大量の細別を遂ぐるの、手掛りは全く備はらず、且又日常社會生活の必要上、個人の道德的評價を下す程度迄、及ばざるゝ範圍にありても、その個人的道德標準を、官廳として評價するの能なきは、之に關係ある行政事務の現況上、明かに表明せらるゝ、即ち獨逸の善行査制に表明せらるゝが如き、道德的處爲の記號は、大體に消極的に記載せられ、（前科なし、何等惡事を聞かずと言ふが如き）道德感念を弱く又は強く起さしむべき、諸階級に之を組入るゝことは避けらるゝ、之を適切に査定すること不可能なればなり。

統計はかくの如く個人そのもの、道德的性質を、査定する點につき無力なるに拘はらず、よく精練されたる道德統計論の理想として、確守さるべきことは、善及惡の兩方面に於ける、道德生活の實況につき、その複雑なる分化及發展に關する、間接認識を遂げ得べきことゝするにあり。かくて又惡により社會に及ぼさるゝ煩累、及善による社會の遷善を、定量的説示により聲明すべき材料は、悉く之を網羅すべき一部門の知識として、益々高く築き上げらるべきは、依然として



## 道德統計論の職分たり。

材料蒐集及整理の心得上、時として善及惡に關する原則的見解につき、個々の場合に起り得べき、相違變動をも斟酌することゝするは、全く客觀的なるべき統計的研究の本分に相當す、人の決心及行爲を、善又は惡と評價するは、統計學の分たらず、されど概してかゝる評價への、緣由を與へ得べきものは、凡て出来るだけ確實なる大量觀察により、寫しとるをその分とす、尤も人の決心及行爲中特殊のもの、否その夥しき部分に對し、特定の道德的評價は、殆んど永遠不易なる道德律により、不動的に加へらる、謀殺、毆打致死、詐欺は、何れの時代にも概して惡と評價せられ、夫婦間及子への親愛行爲は、何れの時代にも善と評價せらる、されど又一般に同時としては、文野地帯及社會階級を異にするにより、時の前後よりせば、全國的に又一定の地域及階級に於て、道德的評價上一相違變化を生ずるものも、細目に亘れば夥しく存在す、假令は本邦に於て自殺教唆又は幫助は、刑法によりて罰せらるゝも、假りに一青年あり、一皇族を遂に擁して發砲したる者あるに際し、古武士氣質なるその父、卽座にその場所にかけつけて、詰め腹を切らせたりと假定せんか、本邦社會の道德標準上、必ずしもその父の行爲を、非行となすことなかるべし、此一例によりても推知し得べきが如く、時として社會一般の道德標準と、刑法の規定と切實に調和を得たりと、なし兼ねる場合起り得べきことを注意すべし、此點につき特に想起せらる

るは、米人 Fairchild の所説なり、即ち氏は惟へらく、經濟的範圍に於ける輓近の典型的犯罪は、盜人の簡單なる直接形態によれるもの、假令は強奪、夜盜、海賊等によらず、一層入込みたる方法、特定人に關係なき間接方法により、他人よりその富を奪ふものにあり、社會が漸進的となり、法律により是等行爲を禁ずるの力、裕に備はるに至らば、そは犯罪となる、その際には合同又は協定を結びて、買占又は賣控えを行ひ、商業自由を妨ぐる者も、列車内の拘摸同様、恰も眞の一犯人なり、此事實は屢々刑事人類學者により看過せらる、彼等は間々犯人型につき談論し、かく名付けらるべき特定の具體的人品、存在するもの、如く取扱ふ、されど何人が一犯人たるかの決定は、個人の素質により定めらるゝと同様、社會の態度により決せらるゝの事實は、少しく考慮せば即時に察し得べき所なりと、<sup>\*</sup>而も亦右の相違變動を生むの事實は、一般的には道德的基礎の上に、打立てらるべき刑事立法上、罰すべしと宣言せらるべき行爲選定の細目、離婚の評價等に、早晚反映せらるべし、凡て是等の場合に何等かの倫理的評價のため、使用され得べき全材料を、恰も亦評價可變なりとの觀點の下、従ひて又出來るだけ詳細を究むべき分類、及複雑なる組合せを付して表示するは、道德統計の職分なり。

乙、原則的に各統計的査定外に取除けらるゝもの、外、道德統計的研究には第二の制限あり、即ち原則的には計數又計量し得べきもの、中、多くのものは外面的理由より、統計觀察を施すを

\* cf. H. P. Fairchild, Outline of Applied Sociology, '16 p. 152.

得ず、又は之を施し得べきに拘はらず、事實上統計的に觀察されざるものあること之なり。

右の制限たる決して道德統計的研究の、特色とするを得ず、寧ろそは統計の全般に亘り、大に意義ある一元素なり、之につきては社會統計論綱中 (七七頁以下統計にとるべき社會大量の選定、一八一頁以下觀察の障礙を説ける一節中) 説ける所ありしが、道德統計的事實にありては、是等觀察の障礙に接すること、人口統計の至要事實に於けるよりも、屢著しき程度に及ぶべしとすべきことも正當なり、人口統計的觀察上可なり重大なる障礙は、假令ば移住の察取又は死因の精密なる察取につき、注目せらるる所なりと雖も尙然り、道德統計論の觀察材料を占むる、表徴的諸現象に關しては、恰も屢性質上各人の隨意に委ねらるべき、事實に遭遇し、之に統計觀察を及ぼすの見込なし、假令ば夫婦共同生活上の私事、家庭生活上兩親と子との間に於ける、社交的處爲の個別的事情の如きは然り、享樂の耽溺、並に享樂の過度疎外 (眞の吝嗇家につき最も鮮明に窺はるる如き) の如き事實は、道德的評價上疑もなく重大の意義ありと雖も、最も人身專屬的なる事件、又は家族の内事として、一般に統計による觀察査定を見ず、唯かかる極端の事實に、刑法上の制裁付せらるるときは、例外として道德統計的觀察を、施し得べきこととなるべし、假令ば罰せらるべき溺酒の如きは之なり。

前にも述べしが如く道德統計論の全觀察範圍は、自存目的としての自動的なる、統計的發問に

適せず、觀察可能の程度は、公權力が統計の要求によるよりも、寧ろ他の理由により道徳統計上意義ある確認査定を、如何なる程度迄及ぼすやにより決せらる、そは刑法及刑事訴訟法の實況上、最も鮮明に示さるる所なり、道徳統計的研究の強味は茲に宿さるると共に、一面弱味も茲に胚胎せらる、即ちその弱味は一は公權力が、行政上の他の目的のために査定せるものに、制限せらるるの事實により、統計的研究者が強ひらるることに基づく、その以上に又引續き遂げらるべき統計的査定は、行政上の基本的査定の仕事により左右せられ、又行政上の一次的査定完全に近きや、反對に大缺陷を伴ふやを決すべき、諸條件の全體により、左右せらるるの弱味あり。

右の點に關聯して *v. Mayr* が、夙に一八七七年の著書中歎息せる所は、今尙敬重すべきに似たり、即ち同書中惟へらく、一般に刑事統計材料は、何處にても眞面目又熱心に、蒐集整理せらるると説くを得ず、元來之に直接利害關係を有する者、即ち判事及檢事が、統計表を全然嫌ふの現象は珍しからず、加之そは統計表中狹義の道徳的意義を、有する部分につき然るのみならず、司法政策のため特に注目すべき、統計的説示に對しても亦然り、言渡せる刑罰の種類及輕重、特に自由刑の期間につき、明細なる説示を收むるために、示さるる興味薄きが如き、之が例證として擧げ得べし、夫れ立法委員及議會に於て、刑罰規定審議せらるるに當り、罰すべき行爲の諸形態を、交互に限定し、判事自身がその中につき商量決定(量刑)すべき、法定刑の範圍を定むるに

は、熱心に骨折る所あるに拘はらず、判事が單獨たるを合議體たるを問はず、その職權に委ねられたる法定刑の範圍につき、如何なる量定を下すかにつきては、從來之に懸念すること、珍らしくも尙極めて尠し、茲に考ふべきは晩近刑法系統の下、此點に關する考查が、勉めて行はるべき筈なりとすべきことなり、蓋し判事自身が輕重を決し得べき法定刑の範圍は、現今甚だ廣げればなりと。<sup>\*</sup>

道徳統計的詮索の制限につき、個別の問題としては、尙以下の事柄を注意すべし。

計數計量し得べき事實にして、道徳生活の表徴視さるべきものは、大體に個々の特殊人間行爲なるも、その外又人々に於ける特殊の特別狀況なり、假令ば刑事統計は繼續的なる判決の統計上、個別行爲の大量を授け、兼ねて之に關係せる多數行爲者を示す、之と共にその人々中一群の者に、特に累犯の記號を付することにより、人の一狀況は復た示さるゝに至る、こは又假令ば賣淫婦、所帶構成等の統計にありても然り。而して以上説けるが如き表徴的事變及狀態につきては、大體にその實質的全況を、完全に察取することなし、寧ろ之につきて幾分か形式的なる、具體的特別現象を察取するに過ぎず、即ちそは國家により記號を付せられたる、特殊の事變狀態として、認識せらるべきものに外ならず、されば最もよく編成されたる道徳統計論にありても、人身及財産に對する侵害として、社會生活の過程上實際に惹起さるゝもの、全程度を、決して認識せ

\* cf. Mayr, Gesetzmässigkeit usw. SS. 330, 331.

しむることなし、寧ろそは刑罰法規に特に命名又記載せらるゝ、侵害の全體に外ならず。

察取され得べき範圍は、原則上右の如く縮小せらるゝ、丈けに限らず、統計上實際に察取せらるゝものは、之と同等の範圍迄及ぼさるゝとすべきことなし、即ち統計により察取せらるゝ範圍は、その先件たる行政上の、特殊事件察取により左右さるべきも、行政上のかゝる査定は、事件の全部に及ぼさるゝを得ず、詳言せんか實際とのかゝる相違は、稀には實際上起らざりし一事件、特に反社會的行爲が、起れりとして行政上査定さるゝによることあるべし、されど遙かに頻繁なるは、之と反對の事例なり、即ち實際に起れる事件が、行政上の査定に洩るゝ場合は之なり、かくて全般として言ひ得べし、問題となれる社會大量の統計的要素を、行政上實際に確認査定し、又之に伴ひ統計上察取するは、實際上起れる事件の度數以下にありと、而も亦査定數實際の事件數に遠かる程度は、個々としては甚だ不同なり、從ひて問題となれる諸事實の、個別小計として實際に察取されたるものゝ代表的性質は、極めて不同に表はさる、之が詳説は刑事統計論中、非行の概念を解説するに當り試むべき所なり、之と共に注意すべきは、右相違の度合が事物的にも不同たり、事物的に同一なる社會大量にても、場所的に不同なり、又特別的にも變化を生じ得べきことなり、之につきて重大の影響を及ぼすべきは、法規の不同なり、その法規の實施方法同一ならざるがために、影響する所は一層大なり、他面その事件に關係せる者、又は之により犯された

る者の、處爲も亦影響を及ぼすべし、右最後の點につき國民及宗族の傳習は、大影響を及ぼすとあるべし、即ち假令ば犯罪行爲のために犯されたる者の立場より、告訴及親告に關して示さるる、性向又は嫌惡の現狀不同につき、又は國民の諸階級に於ける、自殺行爲の露顯を嫌ふの感念不同につき、かゝる影響を窺ひ得べし。

以上説ける所にては統計以外の必要に本づきて、起されたる行政行爲により、道德統計的研究が大に左右さるゝことを揚言せるも、別に又複製統計の本質に協はしめ易き諸場合には、統計上の得策に鑑み、行政的査定に逆影響及ぼさるゝことも、珍しからざるを看過すべきにあらず、行政にして賢明に行はれんか、前以て特に規定されたる査定を刷新するに當り、時として統計の急務に驅られ、之をも斟酌することあるべし、特に正當に發達せる行政々策によらんか、行政の諸文書より流れ出づべき、複製統計材料の事物的分類、及その取扱ひ方法上、統計學の立場より望まるゝ、改善を施すことにも、興味を有するゝことを立證せん、之が一例證は近時の刑事統計なり。

道德統計論上觀察材料として處理さるべきもの、積極的に道德的なるものよりも、消極的に道德的なる事件に、著しく富めりとすべき既記の事實は、道德統計特に一次的統計が、統計以外の行政的査定に、從屬するの事實によりて釋明すべき所なり、民衆の平穩親善なる共同生活は、何

等國家の干渉を要せず、個別の事件につき法律上用意周到にその概念を定め、又之に該當せる事例の確認を實現せしむることなし、例外として卓越せる貢獻、又は道德上著聞せる繼續的處爲を、公けに表彰することあるも、その件數よりいふも、道德生活認識のための表徴的意義よりいふも、遙かに劣れり。之に反し消極的に道德的なる、事件抑壓につきては、國家組織をなせる社會として、大に盡すべきものあり、従ひて又査定事例の大量を生み、道德統計の社會大量も亦主として、之にその材料を仰ぐ。

かくて又道德統計論上、樂觀視すべき多くの材料は、査定すべからざるものとして顧みられざるに反し、その系統論は悲觀視すべき材料の堆積により、築き立てらるゝの結果を生ず、同様な事實は道德統計以外、否人口統計の古典的研究範圍にありても亦之を見る、即ち人口につきその多寡、並に自然的社會的諸特質によれる、之が構成を知れりとするも、若し之が健康事情如何を知らずとせんか、人口につき未だ充分に通曉せりとすべきに非ず、然るに此方面に關する統計的説示として、醫事統計により授けらるゝものを詳察するに、元來健康者につきては殆んど全く問はれず（唯運動統計は存す、因に云々、方今邦語「運動」そのものゝ意義も頗る運動的にして、種々の意に用ゐらる、従ひて寧ろ競技統計と言ふ方、一層可なるべしと想へど、今普通用例による）病人及死者につき問はるゝ所遙かに多し、Zizek の如きは民衆の健康事情を、社會生活の重要な一方面視し、之が研究を實際統計學の一



部門に引上げ、かくて一面には特に之に興味を有する人々の一群、即ち社會衛生學者による、統計の利用を便ならしめ、他の一面には此範圍なしとしても、極めて雜種の材料を包容すべき、人口統計論の負擔を輕からしむべしとせる程、此研究方面の發達近年著しきに拘はらず尙然り、而して醫事統計論がかくの如く、悲觀視すべき材料によるも、その値打を墮すことなきが如く、道德統計論が主として悲觀視すべき、材料によりて研究するも、耻とすべきことなし、又實際の事件數と査定數と一致せざるの事情は、前に説ける所なれど、之がために道德統計論を非難するの事由は生ぜず、實際につきての一部分に過ぎざる査定と雖も、表徴としては意義あり、特に外部の諸事情齊一を續け、又内面的資質にも大變化なしとせんか、同種の大量にありては、査定洩れの限界も、亦相對的に同等なるべしと、期し得べきを想へば特に然り、右の想像説たる刑事統計の諸計數が、年々如何に頑強に繰返さるゝかを、察知し得たりとせば、至當として立證さるべき所なり、然るに實際上年々殆んど等數の犯罪は、諸法廷により取扱はれ、犯罪の種類につきても判決及無罪言渡しの數につきても、著しき常例示さるゝの事實に鑑みんか、司法の網をくゞるべき犯人の數も、亦年々相違ありとせしめ、そは輕微に過ぎざらんと、安心して假定し得べし、かくて又發覺さるゝ犯罪の現況より推して、法律違犯及不道德なる、總行爲そのものゝ範圍及方向をも斷じ得べきことゝならん。<sup>\*\*</sup>素より右の事態あるがために、道德統計的研究の細目を究むるに

\* cf. Žižek, op. cit. S. 225.

\*\* cf. Mayr, Gesetzmässigkeit usw. S. 330; Haushofer, op. cit., S. 456.

當り、有益なる教訓として銘心すべきもの一つあり、即ち早計に普遍的法則に歸結することは、特に道徳統計論の幼稚期に、好みて行はれし弊なるも、それは誠しむべき所なりとすべきは之なり、實際上最も普遍的なる、有效法則を明かにするの、最終果實を擧ぐるの望は、間々斷念さるの要あり、寧ろ着實なる仔細研究を遂げ、特殊の典型及因果態を明かにし、之につき相對的常例常理を、假定する丈の程度に甘んせんか、學問上の教義としては、事實上得る所遙かに多かるべし、その外諸種の道徳統計材料、その材料の收得、整理及仕分けの方法につき、適切なる順序及要略により通曉せしむること、之と共に終始一貫地方、時及内部構成による、大量説示の詳細分類を示すに、充分の注意を拂ふことは、特に必要にして、そは又道徳統計的研究の、基本研究とすべき所なり、又統計的認識が行政の具體的發動と關聯せるの事實あるため、頻繁に萬國比較の障礙となり、時としては國民的に統一されたる材料たるも、時を異にせる比較の障礙となることさへありとす、さればかゝる障礙あることを尊重し、寧ろ狭く限られたる觀察の結果に據り、比較適性ある材料に出来る丈けその研究を限ることとし、その典型的態様及推測的因果態を、明かにすることに満足すべし、かの當該狀態發展の普遍原則が、尠くとも今日は尙多くの場合に、究むるを得ずとすべきに拘はらず、之を究むることに研究の手を延ばすべきに非ず。

(未完)